## 「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議 ヒアリング聴取項目回答 2021 年 5 月 31 日 君塚直隆(関東学院大学教授)

- 間1. 天皇の役割や活動についてどのように考えるか。
- 【回答】現在の天皇陛下は、ご即位の当初から「より国民に近い存在」としての天皇像を 理想としていらしたように感じる。昨年からのコロナ禍の影響もあり、国民から 少し遠くなられた感がある。
  - →コロナ禍が終息したあとには、①園遊会の招待客増員(現在の 5000 人から数倍増に)、②親授式(もしくはそれに準ずる皇族による勲章授与)の増加、 ③SNS 等の活用により皇室の活動発信や国民へのメッセージ発信、などでさらに国民に近づかれてはいかがか。
- 問2. 皇族の役割や活動についてどのように考えるか。
- 【回答】上記の天皇陛下に関する回答と基本的には同じであるが、皇族方の活動はさらに 国民の目からは見えない、もしくは遠い存在に映っているように思われる。
  - →実際に現在の15人ほどの皇族方全員で関わっておられる各種団体の数は85 団体にすぎず、もっと多くの団体に関わられるとともに、国民により近づいていただいてもよいのではないか。
  - →イギリスの場合には、20人ほどの王族で3000に及ぶ団体と関わっている。 ョーロッパ諸国はこれよりは少ないがそれでもかなりの団体に関わる。
- 問3. 皇族数の減少についてどのように考えるか。
- 【回答】現在の皇室全体の公務を担っていただく皇族が、皇室典範第12条とも関わり、減少を続けることは憂慮に堪えない。さらに上記「問2」に答えたとおりだが、今後はさらに各種団体とも関わり今まで以上に公務に携わっていただきたいのにそれを支える皇族数が減ってしまうのでは意味がない。
- 問4. 皇統に属する男系の男子である皇族のみが皇位継承資格を有し、女性皇族は婚姻に 伴い皇族の身分を離れることとしている現行制度の意義をどのように考えるか。
- 【回答】男系男子にのみ皇位継承資格を与えるという現行制度を改定し、女性皇族にも皇 位継承資格を与えるとともに、現行の男性皇族と同様に、婚姻時もしくは適切な 時期に「宮家」を創設し、ご自身、配偶者、お子さまを皇族とすべきである。
  - →現行の皇室典範の第1・2・12・15条の改正もしくは廃止。
- 問5. 内親王・女王に皇位継承資格を認めることについてはどのように考えるか。その場合、皇位継承順位についてはどのように考えるか。
- 【回答】内親王・女王といった女性皇族にも皇位継承資格を与えるべきである。その場合の皇位継承順位は「絶対的長子相続制(男女を問わず第一子が優先される)」に すべきであり、女王などの場合にもそれをあてはめるべきである。

- 問6. 皇位継承資格を女系に拡大することについてはどのように考えるか。その場合、皇 位継承順位についてはどのように考えるか。
- 【回答】皇位継承資格を女系に拡大することには「賛成」である。その場合にも「問5」で回答したとおり、「絶対的長子相続制」を適用し、皇位継承順位を定めていくべきであると考える。
- 問7. 内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することについてはどのように考えるか。 その場合、配偶者や生まれてくる子を皇族とすることについてはどのように考えるか。
- 【回答】「問4」でも回答したとおり、内親王・女王が皇族以外のかたと婚姻された後も「皇族」の身分にとどまり、「宮家」を創設して、配偶者やお子さまも「皇族」として活動していただくのが適切であると考える。
- 問8.婚姻により皇族の身分を離れた元女性皇族が皇室の活動を支援することについては どのように考えるか。
- 【回答】これはあくまでも私見であるが、現状では、現在皇室におられる内親王・女王を皇族にとどめても、これから増やしていただきたい公務を担える皇族の数は足りないものと思われる。黒田清子さま、千家典子さま、守谷絢子さま、などここ 20年以内に結婚された元女性皇族にも「皇族」としてお戻りいただき、ご自身はもとよりご家族にも公務を担っていただく方向にしていただきたい。
- 問9. 皇統に属する男系の男子を下記①又は②により皇族とすることについてはどのように考えるか。その場合、皇位継承順位についてはどのように考えるか。 ①現行の皇室典範により皇族には認められていない養子縁組を可能とすること。
- 【回答】こちらについては「賛成」である。ただしそれは上記の回答にあるとおり、現在の内親王・女王に「宮家」を創設していただき、そのご家族も皇族として活動していただいても、それでもなお皇族数が足りないといった場合に、実際に養子縁組を行う方向にしていただきたい。継承順位は現在の皇族に準ずるものにすべき。②皇統に属する男系の男子を現在の皇族と別に新たに皇族とすること。
- 【回答】こちらは基本的に「反対」である。ただし「①」にも記したが、将来的に女性の 皇族方とそのご家族によっても公務が充分に担えない場合には検討の余地がある ものと考えられる。
- 問 10. 安定的な皇位継承を確保するための方策や、皇族数の減少に係る対応方策として、 そのほかにどのようなものが考えられるか。
- 【回答】具体的に皇位継承を安定的なものとし、皇族数の減少を和らげる方策はこれまでに述べてきたとおりである。あとはより抜本的な問題であるが、皇室と国民との間をより親密なものにしていくべきである。現況では、国民の多くが皇位継承や皇族数の問題などに深い関心を払っていないといえよう。皇室とは何か、皇族の方々は日々どのような活動をなさっているのかをより積極的に広報し、国民全体に現下の問題の深刻さを理解してもらうことが重要なのではないか。